

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

株式の状況＜優先株式＞
新株予約権等の状況
会社の支配に関する基本方針
業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表
(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

株式会社アトム

本事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主の皆様に提供しております。

株式の状況（2019年3月31日現在）

<優先株式>

I 第1回優先株式

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 9,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 9,000,000株 |
| (3) 株主数 | 1名 |
| (4) 株主名 | 株式会社コロワイド |

(注) 第1回優先株式の内容は、次のとおりです。

A. 単元株式数

100株

B. 第1回優先配当金

(1) 第1回優先配当金の額

当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回優先株式を有する株主（以下「第1回優先株主」という。）又は第1回優先株式の登録質権者（以下「第1回優先登録質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第1回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）（以下「第1回優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第1回優先中間配当金が支払われた場合、第1回優先配当金の支払いは、第1回優先中間配当金を控除した額による。

$$\text{第1回優先配当金} = 200\text{円} \times 2\%$$

(2) 第1回優先中間配当金の額

中間配当を行う場合、当社は、第1回優先株主又は第1回優先登録質権者に対して、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第1回優先株式1株につき第1回優先配当金の2分の1に相当する額を支払う。

(3) 累積条項

ある事業年度において、第1回優先株主又は第1回優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第1回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第1回優先配当金」という。）については、第1回優先配当金および普通株主若しくは普通登録質権者に対する利益配当金に先立って、これを第1回優先株主又は第1回優先登録質権者に支払う。

(4) 非参加条項

第1回優先株主又は第1回優先登録質権者に対しては、第1回優先配当金を超えて配当を行わない。

C. 残余財産の分配

(1) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第1回優先株主又は第1回優先登録質権者に対し、第1回優先株式1株につき200円および累積未払第1回優先配当金相当額を支払う。

(2) 第1回優先株主又は第1回優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

D. 買受け

(1) 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、第1回優先株式のみを買い受けることができる。

(2) 第1回優先株主は、当社が行う他の種類の株式に関する買受けについて、旧商法第210条第7項の請求をなし得ず、第1回優先株主に関する請求権に係る同条第6項の招集通知の記載を要しない。

E. 議決権

第1回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

F. 分割又は併合

当社は、第1回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

G. 買取請求

- (1) 第1回優先株主は、2005年11月1日以降いつでも、第1回優先株式1株につき200円に買取りの効力発生日現在における累積未払第1回優先配当金相当額および日割未払第1回優先配当金相当額を加えた額を買取価額として、旧商法の規定に従い第1回優先株式の全部又は一部の買取りを請求することができる。
- (2) 日割未払第1回優先配当金相当額は、買取りがなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、買取りを行う日の属する事業年度の初日から買取りの効力発生日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）とする。
- (3) 買取請求は、買取りの効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額および買取りの効力発生日が属する事業年度において既に取りが実行又は決定された価額の合計額を控除した金額（以下「限度額」という。）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。

H. 転換予約権

- (1) 転換を請求し得べき期間
 転換を請求し得べき期間は、2005年11月1日以降とする。
- (2) 転換の条件
 第1回優先株式は、1株につき下記(a)および(b)に定める転換価額により、第1回優先株式を当社の普通株式に転換することができる。
 - (a) 当初転換価額
 転換価額は、当初200円とする。
 - (b) 転換価額の調整
 (i) 転換価額は、第1回優先株式の発行日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合、以下の算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整される（以下、調整後の転換価額を「調整後転換価額」という。）。調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{転換価額} \\
 = \\
 \text{調整前} \\
 \text{転換価額} \\
 \times \\
 \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{新規発行・処分} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たりの払込} \\ \text{金額・処分価額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{時 価} \\ \text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数} \end{array}}
 \end{array}$$

- ①時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、かかる発行又は移転を合せて「交付」という。）（株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。）する場合。
 調整後転換価額は、払込期日の翌日以降又は募集のための株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降これを適用する。
- ②株式の分割により普通株式を発行する場合。
 調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

③時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される又は転換することができる株式を交付する場合。

調整後転換価額は、その株式の発行日若しくは受渡日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、交付される株式の全額が転換され、当社の普通株式が新たに交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又はその割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該交付される株式の転換価額がその発行日若しくは受渡日又は割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換され得る最初の日の前日に発行され、かつ、証券の全額が転換されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

④新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額（旧商法第341条ノ15第4項又は第280条ノ20第4項に規定される。以下同じ。）が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を交付する場合。

調整後転換価額は、その証券の交付日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。ただし、当該交付される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその交付日又は割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に交付され、かつ、全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

(ii) 本第(b)項において、「時価」とは、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(iii) 上記(i)の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、転換価額は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

①合併、新設分割、吸収分割、資本金若しくは資本準備金の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、転換価額の調整を必要とする場合。

②第①号のほか、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、転換価額の調整を必要とする場合。

③転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用するべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合。

(iv) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整を行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差し引いた額を使用する。

(v) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とする。

(vi) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当がある場合はその日又は株主割当がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。

(vii) 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。

①上記(i)①の時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額とする。)

②上記(i)②の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

③上記(i)③の時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式を交付する場合には、当該転換価額

④上記(i)④の新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合には、当該1株当たりの発行価額

(3) 転換により発行すべき普通株式数

第1回優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{転換により交付すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{第1回優先株主が転換請求のために提出} \\ \text{した第1回優先株式の発行価額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(4) 転換の請求により交付する株式の内容
当社普通株式

(5) 転換請求受付場所
株式会社アトム名古屋本社

(6) 転換の効力の発生
転換の効力は、当社所定の転換請求書および第1回優先株券が前記(5)に記載する転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(7) 転換後第1回目の配当

第1回優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

I. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めなし。

J. 議決権を有しないこととしている理由
資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したため。

II 第2回優先株式

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 7株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5株 |
| (3) 株主数 | 1名 |
| (4) 株主名 | 株式会社コロワイド |

(注) 第2回優先株式の内容は、次のとおりです。

(1) 単元株式数

1株

(2) 第2回優先配当金の額

- (a) 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、第2回優先株式を有する株主（以下「第2回優先株主」という。）又は第2回優先株式の登録株式質権者（以下「第2回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第2回優先株式1株につき、以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下「第2回優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第2回優先中間配当金が支払われた場合、第2回優先配当金の支払いは、第2回優先中間配当金を控除した額による。

$$\text{優先配当金} = 100,000,000\text{円} \times 1.50\%$$

- (b) ある事業年度において、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、1株につき第2回優先配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。
- (c) ある事業年度において、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第2回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第2回優先配当金」という。）については、第2回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に支払う。
- (d) 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、第2回優先配当金を超えて配当を行わない。

(3) 第2回優先中間配当金の額

- (a) 当社が、会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行う場合、当社は、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき第2回優先配当金の2分の1に相当する額（以下「第2回優先中間配当金」という。）を支払う。
- (b) 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対する中間配当が、1株につき第2回優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。

(4) 残余財産の分配

- (a) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して、累積未払第2回優先配当金相当額を支払う。
- (b) 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、累積未払第2回優先配当金相当額及び第2回優先株式1株につき100,000,000円の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。

(5) 議決権

第2回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 取得請求権（転換請求権）

(a) 第2回優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、第2回優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(b) 転換請求と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式

(c) 転換請求と引換えに交付する株式の数
第2回優先株式の転換請求と引換えに第2回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{転換請求のために提出した第2回優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換請求のために提出した第2回優先株式の払込金額の総額時価} \div \text{転換価額}}$$

(d) 転換価額

転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(e) 転換請求可能期間

第2回優先株主が転換請求することができる期間は、2009年10月1日からとする。

(f) 転換請求受付場所

株式会社アトム 総務部 総務課

(g) 転換請求の効力の発生

転換請求の効力は、当社所定の転換請求書が前記の転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(7) 取得条項①（強制転換）

(a) 当社は、本項に定める条件に従い、2013年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制転換日」という。）において、第2回優先株式を取得（以下「強制転換」という。）することができる。

(b) 強制転換と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式

(c) 強制転換と引換えに交付する株式の数

第2回優先株式の強制転換と引換えに第2回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{第2回優先株主が保有する第2回優先株式の払込金額の総額}}{\text{強制転換価額}}$$

(d) 強制転換価額

強制転換価額は、強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(e) 第2回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

(8) 取得条項②（強制償還）

(a) 当社は、本項に定める条件に従い、2013年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制取得日」という。）において、第2回優先株式を取得（以下「強制取得」という。）することができる。

- (b) 強制取得と引換えに交付する財産（金銭に限る。）の金額（以下「償還価額」という。）は、第2回優先株式1株につき100,000,000円に強制取得日現在における累積未払第2回優先配当金相当額及び日割未払第2回優先配当金相当額を加えた額とする。
 - (c) 日割未払第2回優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
 - (d) 第2回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。
 - (e) 強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得金額を含む。）の合計額を控除した金額を限度とする。
- (9) 種類株主総会
当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき第2回優先株主による種類株主総会の決議を要しない。
- (a) 定款変更（株式の種類を追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。）
 - (b) 株式の併合又は分割
 - (c) 株式の株主割当て又は無償割当て
 - (d) 新株予約権の株主割当て又は無償割当て
- (10) 譲渡制限
第2回優先株式の譲渡又は取得については、第2回優先株主又は取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。
- (11) 優先順位
- (a) 当社の優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、第1回優先株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。
 - (b) 当社の残余財産を分配するときは、第1回優先株式を第1順位とし、当社普通株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。
- (12) 議決権を有しないこととしている理由
資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したため。
- (13) 異なる数の単元株式数を定めている理由
株式会社ジクトの吸収合併に伴う割当交付にあたり、既存株主への影響を考慮したため。

Ⅲ 第3回優先株式

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 7株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5株 |
| (3) 株主数 | 1名 |
| (4) 株主名 | 株式会社コロワイド |

(注) 第3回優先株式の内容は、次のとおりです。

(1) 単元株式数

1株

(2) 第3回優先配当金の額

- (a) 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、第3回優先株式を有する株主（以下「第3回優先株主」という。）又は第3回優先株式の登録株式質権者（以下「第3回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第3回優先株式1株につき、以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下「第3回優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第3回優先中間配当金が支払われた場合、第3回優先配当金の支払いは、第3回優先中間配当金を控除した額による。

$$\text{優先配当金} = 100,000,000\text{円} \times 1.50\%$$

- (b) ある事業年度において、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、1株につき第3回優先配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。

- (c) ある事業年度において、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第3回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第3回優先配当金」という。）については、第3回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に支払う。

- (d) 第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、第3回優先配当金を超えて配当を行わない。

(3) 第3回優先中間配当金の額

- (a) 当社が、会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行う場合、当社は、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株式1株につき第3回優先配当金の2分の1に相当する額（以下「第3回優先中間配当金」という。）を支払う。

- (b) 第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対する中間配当が、1株につき第3回優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。

(4) 残余財産の分配

- (a) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して、累積未払第3回優先配当金相当額を支払う。

- (b) 第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、累積未払第3回優先配当金相当額及び第3回優先株式1株につき100,000,000円の合計額を超過して残余財産の分配は行わない。

(5) 議決権

第3回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 取得請求権（転換請求権）

(a) 第3回優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、第3回優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(b) 転換請求と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式

(c) 転換請求と引換えに交付する株式の数
第3回優先株式の転換請求と引換えに第3回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{転換請求のために提出した第3回優先株式の払込金額の総額}}{\frac{\text{転換請求のために提出した第3回優先株式の払込金額の総額時価}}{\text{転換価額}}}$$

(d) 転換価額

転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(e) 転換請求可能期間

第3回優先株主が転換請求することができる期間は、2010年10月1日からとする。

(f) 転換請求受付場所

株式会社アトム 総務部 総務課

(g) 転換請求の効力の発生

転換請求の効力は、当社所定の転換請求書が前記の転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(7) 取得条項①（強制転換）

(a) 当社は、本項に定める条件に従い、2013年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制転換日」という。）において、第3回優先株式を取得（以下「強制転換」という。）することができる。

(b) 強制転換と引換えに交付する財産の内容

当社普通株式

(c) 強制転換と引換えに交付する株式の数

第3回優先株式の強制転換と引換えに第3回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{第3回優先株主が保有する第3回優先株式の払込金額の総額}}{\text{強制転換価額}}$$

(d) 強制転換価額

強制転換価額は、強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(e) 第3回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

(8) 取得条項②（強制償還）

(a) 当社は、本項に定める条件に従い、2013年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制取得日」という。）において、第3回優先株式を取得（以下「強制取得」という。）することができる。

- (b) 強制取得と引換えに交付する財産（金銭に限る。）の金額（以下「償還価額」という。）は、第3回優先株式1株につき100,000,000円に強制取得日現在における累積未払第3回優先配当金相当額及び日割未払第3回優先配当金相当額を加えた額とする。
 - (c) 日割未払第3回優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
 - (d) 第3回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。
 - (e) 強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得金額を含む。）の合計額を控除した金額を限度とする。
- (9) 種類株主総会
当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき第3回優先株主による種類株主総会の決議を要しない。
- (a) 定款変更（株式の種類を追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。）
 - (b) 株式の併合又は分割
 - (c) 株式の株主割当て又は無償割当て
 - (d) 新株予約権の株主割当て又は無償割当て
- (10) 譲渡制限
第3回優先株式の譲渡又は取得については、第3回優先株主又は取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。
- (11) 優先順位
- (a) 当社の優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、第1回優先株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。
 - (b) 当社の残余財産を分配するときは、第1回優先株式を第1順位とし、当社普通株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。
- (12) 議決権を有しないこととしている理由
資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したため。
- (13) 異なる数の単元株式数を定めている理由
株式会社ジクトの吸収合併に伴う割当交付にあたり、既存株主への影響を考慮したため。

IV 第4回優先株式

(1) 発行可能株式総数	18株
(2) 発行済株式の総数	12株
(3) 株主数	2名
(4) 株主名	株式会社コロワイド 株式会社東和銀行

(注) 第4回優先株式の内容は、次のとおりです。

- (1) 単元株式数
1株
- (2) 第4回優先配当金の額
 - (a) 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、第4回優先株式を有する株主（以下「第4回優先株主」という。）又は第4回優先株式の登録株式質権者（以下「第4回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第4回優先株式1株につき、以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下「第4回優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第4回優先中間配当金が支払われた場合、第4回優先配当金の支払いは、第4回優先中間配当金を控除した額による。
$$\text{優先配当金} = 100,000,000\text{円} \times 1.50\%$$
 - (b) ある事業年度において、第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、1株につき第4回優先配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。
 - (c) ある事業年度において、第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第4回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第4回優先配当金」という。）については、第4回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に支払う。
 - (d) 第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対しては、第4回優先配当金を超えて配当を行わない。
- (3) 第4回優先中間配当金の額
 - (a) 当社が、会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行う場合、当社は、第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第4回優先株式1株につき第4回優先配当金の2分の1に相当する額（以下「第4回優先中間配当金」という。）を支払う。
 - (b) 第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対する中間配当が、1株につき第4回優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。
- (4) 残余財産の分配
 - (a) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対して、累積未払第4回優先配当金相当額を支払う。
 - (b) 第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対しては、累積未払第4回優先配当金相当額及び第4回優先株式1株につき100,000,000円の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。
- (5) 議決権
第4回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 取得請求権（転換請求権）

(a) 第4回優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、第4回優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(b) 転換請求と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式

(c) 転換請求と引換えに交付する株式の数
第4回優先株式の転換請求と引換えに第4回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{転換請求のために提出した第4回優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換請求のために提出した第4回優先株式の払込金額の総額時価} \div \text{転換価額}}$$

(d) 転換価額

転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(e) 転換請求可能期間

第4回優先株主が転換請求することができる期間は、2011年10月1日からとする。

(f) 転換請求受付場所

株式会社アトム 総務部 総務課

(g) 転換請求の効力の発生

転換請求の効力は、当社所定の転換請求書が前記の転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(7) 取得条項①（強制転換）

(a) 当社は、本項に定める条件に従い、2013年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制転換日」という。）において、第4回優先株式を取得（以下「強制転換」という。）することができる。

(b) 強制転換と引換えに交付する財産の内容

当社普通株式

(c) 強制転換と引換えに交付する株式の数

第4回優先株式の強制転換と引換えに第4回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{第4回優先株主が保有する第4回優先株式の払込金額の総額}}{\text{強制転換価額}}$$

(d) 強制転換価額

強制転換価額は、強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(e) 第4回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

(8) 取得条項②（強制償還）

(a) 当社は、本項に定める条件に従い、2013年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制取得日」という。）において、第4回優先株式を取得（以下「強制取得」という。）することができる。

- (b) 強制取得と引換えに交付する財産（金銭に限る。）の金額（以下「償還価額」という。）は、第4回優先株式1株につき100,000,000円に強制取得日現在における累積未払第4回優先配当金相当額及び日割未払第4回優先配当金相当額を加えた額とする。
 - (c) 日割未払第4回優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る第4回優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
 - (d) 第4回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。
 - (e) 強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得金額を含む。）の合計額を控除した金額を限度とする。
- (9) 種類株主総会
当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき第4回優先株主による種類株主総会の決議を要しない。
- (a) 定款変更（株式の種類を追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。）
 - (b) 株式の併合又は分割
 - (c) 株式の株主割当て又は無償割当て
 - (d) 新株予約権の株主割当て又は無償割当て
- (10) 譲渡制限
第4回優先株式の譲渡又は取得については、第4回優先株主又は取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。
- (11) 優先順位
- (a) 当社の優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、第1回優先株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。
 - (b) 当社の残余財産を分配するときは、第1回優先株式を第1順位とし、当社普通株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。
- (12) 議決権を有しないこととしている理由
資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したため。
- (13) 異なる数の単元株式数を定めている理由
株式会社ジクトの吸収合併に伴う割当交付にあたり、既存株主への影響を考慮したため。

新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2019年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定めております。

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念および社是・モットー並びに経営の基本方針に則った「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を当社および子会社の役職者をはじめ全使用人に継続的に伝達することにより、法令および社会倫理の遵守を企業活動の基本方針とすることを徹底する。

代表取締役は、管理本部長を当社および子会社のコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

監査等委員会および内部監査室は連携し、当社および子会社のコンプライアンス体制の調査、法令および定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直すものとする。法令上疑義のある行為等について当社および子会社の従業員等が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

また、当社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務に係る情報の保存および管理は、当社の文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。

取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社および子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

当社は、当社および子会社のコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについて、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布、研修等の実施により、リスク管理体制の維持・整備を図るものとする。

組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は管理本部長が統括して行うものとし、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

- ④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、当社および子会社の取締役および社員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために各部門および子会社の具体的目標および会社の権限分配・意思決定ルールに基づく効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

- ⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役等は、当社の関係会社管理規程に基づき、営業成績および財務状況その他重要な情報について、定期または随時に当社取締役会に報告するものとする。

企業集団において当社の経営理念、社是、行動規範に基づいた倫理・法令遵守、定款遵守の周知徹底をし、コンプライアンスに対する知識の習得、意識の向上を促進するための研修・教育体制の支援を行う。

当社のリスク管理規程に基づき、子会社毎の固有なリスク管理を行うための規定等の整備の支援を行い、企業集団におけるリスク管理体制および危機管理体制の準備を行う。

当社監査等委員会および内部監査室が定期的に当社および子会社の監査を実施し、企業集団における業務の適正の確保を行う。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、内部監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役の指揮命令をうけないものとし、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。

- ⑦ 当社および子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制および報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社および子会社の取締役および使用人等は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容をすみやかに報告するものとする。

当社の内部通報制度に基づき、当社および子会社の取締役および使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、所定の手続きに従い、当該費用を負担するものとする。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役および使用人に説明を求めることとし、その独立性と権限により監査の実効性を確保するものとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

反社会的勢力を排除していくことは企業としての責務であり、業務の適正を確保するために必要な事項であることを全ての取締役および使用人が深く認識し、その被害防止に向けて体制の整備を行うものとする。

社内の体制としては、反社会的勢力排除に関する統括部署を定め、所轄警察、弁護士と緊密な連携をとり、常に情報の収集を行うとともに、社内教育にも積極的に取り組むものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

全体会議や店長会議等により経営理念や経営方針の浸透を図るとともに、集合教育やeラーニングの整備・実施により法令やコンプライアンスの理解の確認・意識の浸透に努めております。

監査等委員会や内部監査室による監査では、各事業所、各店舗および子会社の事業活動が法令、諸規程および経営方針・計画に準拠し、適正かつ効率的に運営されているか監査を実施し、適宜改善措置を行い、改善確認の監査も行っております。

内部通報制度であるコンプライアンス・ホットラインでは通報や相談を受け付け、適切に対応が行われ、取締役会および監査等委員会に報告が行われております。

取締役会では、監査等委員会や内部監査室からの報告やその他社内外のリスクに関する情報を共有するとともに、様々な事項について議論を行い、適宜対応を進めております。

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、毎月監査等委員会を開催するとともに内部監査室と情報交換を行い、また定期的に会計監査人との情報交換を行っております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2018年4月1日から
2019年3月31日まで ）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,073	7,116	5,217	△190	16,217
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△437		△437
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△362		△362
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△800	△0	△800
当 期 末 残 高	4,073	7,116	4,417	△190	15,416

	その他の包括利益累計 額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額 合計	
当 期 首 残 高	△7	△7	16,209
連結会計年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△437
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△362
自 己 株 式 の 取 得			△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△24	△24	△24
連結会計年度中の変動額合計	△24	△24	△824
当 期 末 残 高	△31	△31	15,385

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社アトム北海道
株式会社エムワイフーズ

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。

・ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品、原材料、貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～35年

機械装置及び車輛運搬具 2～10年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・ 自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ・ その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

また、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 販売促進引当金

販売促進のための株主優待ポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績に基づき翌期以降の利用により発生する費用見積額を計上しております。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年又は10年の定額法により償却を行っております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

工具、器具及び備品の減価償却方法について当社は、従来、定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、定額法に変更しております。

当期における店舗への設備投資方針の見直しにより、当該資産の重要度が増したことを契機に、有形固定資産の使用実態を検討しました。

その結果、耐用年数にわたり均等額の費用が計上される定額法が実態に即していると判断したためであります。

なお、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 「資金決済に関する法律」に基づき以下を供託しております。

投資有価証券 15百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 24,562百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物 1百万円

土地 7百万円

計 8百万円

(2) 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物 41百万円

工具、器具及び備品 3百万円

その他 39百万円

計 84百万円

(3) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途 場所	種別	減損損失 (百万円)
直営店舗	建物及び構築物	1,021
愛知県27店舗	工具、器具及び備品	63
北海道15店舗	リース資産	124
その他55店舗	その他	35
合計		1,244

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、直営店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産他については、当該資産単独で資産のグルーピングを行っております。

直営店舗については営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,244百万円を減損損失として特別損失に計上しており、その内訳は上表のとおりであります。

また、資産グループ毎の回収可能価額は使用価値と正味売却価額を使用し、直営店舗については使用価値、遊休資産他については正味売却価額により測定しております。なお、使用価値は将来キャッシュ・フローを資本コストの6.47%～7.14%で割り引いて算定し、正味売却価額は固定資産税評価額等を基本に算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	184,559,297株	—	—	184,559,297株
第1回優先株式	9,000,000株	—	—	9,000,000株
第2回優先株式	5株	—	—	5株
第3回優先株式	5株	—	—	5株
第4回優先株式	12株	—	—	12株
合計	193,559,319株	—	—	193,559,319株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	471,387株	602株	—	471,989株
第2回優先株式	—	—	—	—
第3回優先株式	—	—	—	—
第4回優先株式	—	—	—	—
合計	471,387株	602株	—	471,989株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加602株は、単元未満株式の買取による増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年4月27日 取締役会	普通株式	368	利益剰余金	2	2018年3月31日	2018年5月30日
	第1回優先株式	36	利益剰余金	4	2018年3月31日	2018年5月30日
	第2回優先株式	7	利益剰余金	1,500,000	2018年3月31日	2018年5月30日
	第3回優先株式	7	利益剰余金	1,500,000	2018年3月31日	2018年5月30日
	第4回優先株式	18	利益剰余金	1,500,000	2018年3月31日	2018年5月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月9日 取締役会	普通株式	368	利益剰余金	2	2019年3月31日	2019年5月30日
	第1回優先株式	36	利益剰余金	4	2019年3月31日	2019年5月30日
	第2回優先株式	7	利益剰余金	1,500,000	2019年3月31日	2019年5月30日
	第3回優先株式	7	利益剰余金	1,500,000	2019年3月31日	2019年5月30日
	第4回優先株式	18	利益剰余金	1,500,000	2019年3月31日	2019年5月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2. 3. 4. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	4,845	4,845	—
(2) 売掛金	1,002	1,002	—
(3) 投資有価証券			
満期保有目的	15	15	0
其他有価証券	178	178	—
(4) 敷金及び保証金	2,996	3,073	76
資産計	9,038	9,115	76
(1) 買掛金	3,065	3,065	—
(2) 未払金	2,533	2,533	—
(3) 長期借入金(※)	3,980	3,979	△1
(4) リース債務(※)	1,841	1,852	11
負債計	11,420	11,431	10

(※) 1年内返済予定の長期借入金、1年内返済予定のリース債務はそれぞれ長期借入金、リース債務に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。(3) 長期借入金、(4) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額107百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 貸借期間の延長可能な契約に係る敷金及び保証金（連結貸借対照表計上額3,031百万円）は、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 敷金及び保証金」には含めておりません。

4. 金融商品の連結決算日後の償還及び返済予定額

なお、「(3) 投資有価証券」については満期保有目的の債券についてのみ記載しております。

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,845	—	—	—
(2) 売掛金	1,002	—	—	—
(3) 投資有価証券 満期保有目的	—	—	15	—
(4) 敷金及び保証金	306	902	730	1,057
資産計	6,153	902	745	1,057
(1) 買掛金	3,065	—	—	—
(2) 未払金	2,533	—	—	—
(3) 長期借入金	1,436	2,543	1	—
(4) リース債務	735	1,105	0	—
負債計	7,770	3,648	1	—

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 61円47銭
(2) 1株当たり当期純損失(△) △2円35銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

資産除去債務に関する注記

- (1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

店舗施設用の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1～21年と見積り、割引率は0.00～2.20%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,150百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	136百万円
時の経過による調整額	7百万円
資産除去債務の履行による減少額	△53百万円
期末残高	1,242百万円

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	4,073	1,400	5,716	7,116	128	5,708	5,836	△190	16,836
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△437	△437		△437
当期純損失(△)						△48	△48		△48
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△485	△485	△0	△485
当期末残高	4,073	1,400	5,716	7,116	128	5,222	5,351	△190	16,350

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△7	△7	16,828
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△437
当期純損失(△)			△48
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△24	△24	△24
事業年度中の変動額合計	△24	△24	△509
当期末残高	△31	△31	16,318

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

- ・満期保有目的の債券
- ・子会社株式及び関連会社株式
- ・其他有価証券
時価のあるもの

償却原価法（定額法）を採用しております。
移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
移動平均法による原価法を採用しております。

時価のないもの

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、原材料、貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～35年
構築物	2～14年
工具、器具及び備品	2～20年

②無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・自社利用ソフトウェア
- ・その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

また、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②販売促進引当金

販売促進のための株主優待ポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績に基づき翌期以降の利用により発生する費用見積額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年の定額法により償却を行っております。

2. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

工具、器具及び備品の減価償却方法について当社は、従来、定率法を採用していましたが、当事業年度より、定額法に変更しております。

当期における店舗への設備投資方針の見直しにより、当該資産の重要度が増したことを契機に、有形固定資産の使用実態を検討しました。

その結果、耐用年数にわたり均等額の費用が計上される定額法が実態に即していると判断したためであります。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)「資金決済に関する法律」に基づき以下を供託しております。

投資有価証券	15百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	20,967百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。(区分表示したものを除く)	
①短期金銭債権	50百万円
②短期金銭債務	52百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

①売上高	110百万円
②仕入高	364百万円
③販売費及び一般管理費	64百万円
④営業取引以外の取引高	12百万円

(2) 減損損失

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 471,989株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失の損金不算入等であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

①子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員等 の兼任	事業上 の関係				
子会社	㈱アトム 北海道	(所有) 直接100%	1名	北海道地区の飲食 店舗経営	資金の貸付	2	関係会社 長期貸付金	1,977
					利息の受取 (注2)	12	—	—

- (注) 1. 上記取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。
2. 子会社に対する貸付条件については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

②兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員等 の兼任	事業上 の関係				
親会社の 子会社	㈱コロワイド MD	—	—	食材等の 購入	食材の購入 (注2)	15,161	買掛金	2,667

- (注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社は、㈱コロワイドMDから商品仕入を行っておりますが、取引関係については随時見直しを行っており、仕入価格の算定については双方の合意に基づく価格により決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 66円54銭
(2) 1株当たり当期純損失(△) △0円64銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

資産除去債務に関する注記

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。